

## 全員協議会次第

令和 2 年 3 月 9 日  
全員協議会室 9 : 3 0 ~

1. 開 会 ( 9 : 3 0 )  
齊藤事務局長

2. 挨拶  
井田議長

3. 協議事項  
( 1 ) 新型コロナウイルスに対する町の対応について  
( 2 ) 意見書の調整について

4. 報告事項  
( 1 ) 議会広報広聴常任委員会  
( 2 ) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 ( 1 0 : 4 2 )  
小松副議長

令和2年3月9日(月)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

町長	林伊佐雄	健康増進課	池田康幸
健康増進課副課長	廣澤寿美	総務課長	大野佐知夫
財政課長	高橋成夫	こども支援課長	郡司道行
教育委員会 学校教育課長	宇佐見宏一	教育委員会 教育総務課長	中島弘恵
教育委員会 教育総務課 給食センター 七所長	小沼保夫		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局 書記	山田亜矢子
------	------	-----------	-------

---

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、早朝よりお集まりをいただきましてありがとうございます。皆様方には、3月定例会の会期の内容、日程等が大幅に変更されました。議員の皆様、そして林町長をはじめとする執行部の皆様方におかれましては、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

コロナウイルスの関係ですけれども、本当に早く終息することを願っております。ただ、なかなかそうはいかない状況でもあるというふうに思います。そういった中で、町のほうもその対応として、しっかり対応していただいていることに感謝を申し上げます。そういった中で、今日は林町長をはじめとする執行部の皆様方におかれましては、コロナウイルスの町の対応についてということでご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

また、本当に天候が不順というか、昨日は冷たい雨も降りました。なかなか暖かい日、寒い日が続いておりますけれども、皆様方におかれましては3月16日から予算特別委員会がありますので、どうぞお体には十分にご留意をさせていただいて、議会活動、議員活動に臨んでいただきたいと思ひます。

今日もスムーズな進捗を心がけますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願ひいたします。

---

◎新型コロナウイルスに対する町の対応について

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思ひます。

進行につきましては、議長、よろしくお願ひいたします。

○議長（井田和宏君） 協議事項に入る前に、今先ほども挨拶の中で申しさせていだきましたが、コロナウイルス等の関係がありまして、飲料水の持込みを許可いたしますので、その辺はご承知おきいただきたいと思ひます。

それでは、早速協議事項に移りたいと思ひます。

協議事項の1番、新型コロナウイルスに対する町の対応についてということでご説明をいただきたいと思ひます。

町長。

○町長（林 伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。今日は全員協議会の貴重な時間を頂きまして、新型コロナウイルスの町の対応についてご説明させていただきたいと思ひます。

既にご案内のように、新型コロナウイルス、世界的な感染が広がっております。そして、昨日も富士見市から感染者が発生するということがございまして、いつ当町でも同様のことが起きるか分かりません。こう

した中で、町では2月17日から新型コロナウイルスの対策会議を4回、また本部会議を3回開いてまいりました。本部会議には、議長にも議会の代表としてご参加いただきまして、本当にありがとうございます。1週間ほど前になりますけれども、専門家委員会、あるいは首相のほうから、ここ一、二週間が大変重要であるという、そういった要請を受けまして、町では学校等の臨時休校をさせていただいているところでもございます。特に保護者の皆様から、卒業式にぜひとも保護者も参加させてほしいという要請、要望がございました。それを受けて教育委員会、校長会等開いたわけですけれども、やはり子供の安全、健康を確保するというのを前提にいたしまして、当初の予定どおり3年生、卒業生と教職員のみとさせていただいたところでもございます。そうした流れの中で、議会のほうでもご配慮いただきまして、会期日程等を変更していただきました。心から感謝を申し上げるところでもございます。

今日は、これまでの経緯、それから学校の対応、そして学童の対応、職員の対応、学校給食の対応などについてご説明させていただきまして、ご理解いただくとともに、皆様方いろいろな情報持っておられるかと思っております。そういった意味で、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。いずれにいたしましても、皆様とともに感染の勢いを一丸となって防いでいくことが大事だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、この後公務がございますので、これで失礼をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午前 9時35分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前 9時35分）

---

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項の1番、新型コロナウイルスに対する町の対応についてということで説明を求めたいと思います。

まず、健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） 新型コロナウイルスに対する町の対応についてご説明させていただきます。

まず、1番のこれまでの経過については健康増進課のほうよりご説明させていただきます。2番の学校の対応に関しましては学校教育課よりご説明させていただきます。学童の対応についてはこども支援課よりご説明させていただきます。町職員の対応に関しましては総務課よりご説明させていただきます。学校給食の対応に関しましては学校給食センターよりご説明させていただきます。6番の役場庁舎対応に関しましては財務課よりご説明させていただきます。

まず最初に、これまでの経緯についてご説明させていただきます。資料のほうを御覧ください。先ほど町長からのご説明もございました新型コロナウイルス対策会議につきまして、第1回、2月17日の月曜日に実施しております。こちらの出席者の部分ですが、副町長と記載してございますが、副町長に関しましては午後から町長代理といたしまして、町村会の政務調査会のほうに出席しております。その関係で、こちらのほうに出席しておりません。第2回に関しましては、2月21日金曜日に開催いたしました。こちらに関しましては、現状についてと町主催イベントの今後の取扱いについての協議のほうを行ってまいりました。第3回

につきましては2月25日、こちらも主な議事といたしましては、町主催事業の対応について協議を行いました。第4回、2月28日金曜日に関しましては、総理発言を受けての対応ということで本部会議を立ち上げることが妥当ということで、その日の午後から本部会議のほうを立ち上げたこととなります。

(2) 番といたしましては、新型コロナウイルス対策本部会議に関しましては、議事といたしまして、新型コロナウイルス対策本部の設置についてと、それと現状について、対応についてという内容について協議のほうを行いました。第2回に関しましては、緊急の対策本部のほうを立ち上げました。こちらに関しましては、議員の皆様のご理解をいただいた会期日程の変更についての協議のほうを行いました。第3回につきましては、3月3日、こちらに関しましては各課の状況報告というのが主な議題となっております。

(3) 番目、住民への周知でございますが、このような形で周知のほうを行ってまいりました。感染症に関しましては、刻一刻と状況が変化してまいります。広報、回覧板等では情報が遅くなる可能性もございます。今現在行ったものに関しましては、ホームページを5回、プレスリリースを2回、町内掲示板に関しましては、3月3日の日に一日で全掲示板に町主催事業の情報と県民サポートセンターの電話番号の情報のほうを掲示させていただきました。その他といたしましては、2月28日、ツイッター、フェイスブック、ヤフーの災害協定の緊急情報、テレ玉のデータ放送に関しまして周知のほうを行ったところでございます。

次の資料を御覧ください。1番の感染症対策という資料に関しましては、3月3日対策本部の資料として用いたものでございます。現在このクラスターの部分で、大きく2次感染が疑われている部分として、資料が少し見づらくて申し訳ございませんが、表の中の8、9、11、12、こちらに関しましてはフィットネスジムと屋形船という文字が書いてございます。要するに小集団が集まることによって、非常に2次感染が起きやすいというのが現在の厚生労働省からの情報でございます。このような情報を基に、なるべくこのようなクラスターを防ぐというのが町の大きな方向性でございます。

次のページを御覧ください。3番目、来庁中に具合が悪くなった住民への対応、また4番目といたしましては庁舎内の感染症対策、5番目といたしましては町職員が住民宅へ訪問する際の注意事項等をまとめて、こちら辺の内容に関しまして全庁舎で共有したところでございます。

簡単ではございますが、健康増進課からは以上となります。

○議長（井田和宏君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（宇佐見宏一君） 学校教育課、宇佐見でございます。学校の対応といたしましてご報告を申し上げます。

先ほど町長、それから健康増進課長からもありましたように、2月27日の総理発言を受けまして、2月28日にコロナウイルス対策会議、あとコロナウイルス対策本部会議、さらに臨時校長会、あと教育委員会をもちまして、翌週3月2日から各小中学校の臨時休業のほうが決まりました。それを受けまして、学校教育課のほうから保護者のほうへ通知及び一斉メール配信のほうをさせていただき、各学校からもその旨、児童生徒のほうに指導し、保護者宛て文書を配付させていただきました。3月2日の月曜日から、臨時休業につきましては3月26日の修了式までの期間を臨時休業日といたしまして、対応をスタートいたしました。

資料の横になっている両面印刷の資料になります。コロナウイルス感染症に係る対応について（各学校の状況）ということで、こちらのほうは3月2日付ということで、初日の受入れ状況のほうをまとめさせていただいたものでございます。学童につきましては、この後こども支援課のほうから説明があると思いますが、

学童に通わず子供を一人にさせておくことができない家庭につきましては、低学年1年生から3年生に限り学校のほうで受け入れるということで、通知のほうも2月28日に出させていただきます、左側の児童生徒受入れ状況ということで、そのような形になっております。三芳小学校から順に、4人、9人、なし、5人、1人という状況でございました。併せて裏面のほうに、先週の1週間の受入れの状況ということで人数のほうを書かせていただいておりますので、参考に御覧ください。

では、また表に戻りまして、さらに特別支援学級のお子さんにつきましても、こちらは小中学校合わせて個別に各家庭の状況、もし必要であれば学校のほうで受け入れるということも連絡のほうはさせていただきます、藤久保小、唐沢小学校のほうで、そこに書いてあるような対応をさせていただきます。

学習課題につきましては、28日の段階で全校でプリント類は配付いたしまして、さらに必要なものは先週、あと今週にかけて各家庭のほうに学校からポスティング、家庭訪問して配付、もしくは今週から学校ごとに日にちと時間を分けながら、急な対応でしたので、学校に置いてある荷物を取りに来ていただくというような形で、こちらのほうも大人数にならないように各学校調整をして、荷物を取りに来るといったような形で対応させていただきます。そういった場合にも、配付物等が追加である場合には配付するという対応を取らせていただいております。

さらに、議員の皆様の方にもいろいろと卒業式の参加についての保護者からのご質問等があったと思うのですが、それにつきましては先週、3月6日付で町長のほうから2月28日に発出したとおり、卒業式については卒業生及びその学校の教職員のみという対応でさせていただく旨の町長メッセージも出させていただき、さらに学校教育課のほうからも再度、卒業証書授与式の対応ということで、今の状況を鑑みまして、とにかく感染防止という観点から、卒業生と教職員のみということでご理解をいただく文書のほうを再度緊急メール配信、一斉メール配信と文書のほうで卒業生のほうには通知をさせていただいている次第でございます。

さらに、今週につきましては中学校のほうが本日、県立高校入試の合格発表、さらに13日が卒業式というようなことで、中学校のほうは今週慌ただしい状況もあるのですが、臨時休業しながら各学校、対応のほうをさせていただいている状況でございます。

学校のほうからは以上になります。

○議長（井田和宏君）　こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君）　こども支援課長の郡司です。学童保育室の状況についてお答えいたします。

当初、2月28日に保護者に配付した文書では、北永井学童保育室、藤久保第一学童保育室、唐沢学童保育室、竹間沢学童保育室、上富学童については北永井学童で、藤久保第二学童の方は藤久保第一学童での保育の実施ということで文書を流させていただきました。ただし、藤久保の学童保育室がやはり人数が多いということで、職員体制も取れて、今藤久保第二学童保育室のほうも開所しております。

人数についてなのですが、次のページめくっていただくと、藤久保第一学童保育室が平均で44.8%、藤久保第二学童保育室が16%、唐沢学童保育室が30.2%、北永井学童保育室が27.8%、上富学童保育室、こちらは北永井と合同になるのですが、4.2%、竹間沢学童保育室が19人となっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○こども支援課長（郡司道行君） 人数が違った……

○議長（井田和宏君） いや、初めパーセントですと。

○こども支援課長（郡司道行君） ごめんなさい、パーセントです。平均のパーセントです。申し訳ありません。

○議長（井田和宏君） 人数。

○こども支援課長（郡司道行君） こちらパーセントです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○こども支援課長（郡司道行君） 一番最後の、ごめんなさい、平均だけ読ませていただきました。すみません。人数で報告したほうがよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午前 9時48分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前 9時48分）

---

○議長（井田和宏君） こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君） それで、上富学童保育室については北永井学童での保育を実施しております。藤久保第二学童保育室については3月2日の9時より開室をしております。

また、みどり学園についてなのですが、3月2日は休園とさせていただいたのですが、3月3日火曜日より、休園の形を取っておりますが、保護者から連絡いただき、希望がある場合については保護者送迎による自主登園としております。

こども支援課については以上です。

ごめんなさい、先ほどの平均は1日の平均人数です。申し訳ありませんでした。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） おはようございます。総務課から報告させていただきます。

総務課につきましては、職員への対応ということで、資料を御覧になっていただきたいと思います。3点でございます。感染防止と職員の体制について、それから特別休暇の対応について説明させていただきます。

まず、職員の感染防止対策でございますが、2月17日の日に手のアルコール消毒、手洗、うがいの励行、それから体調不良時の休暇の励行、それから海外渡航自粛要請、それから不要不急の外出の自粛要請、マスク着用の励行を通知いたしました。その後、翌日に海外渡航時の上司報告の義務づけ、これは訓令を改正しまして義務づけをしたところでございます。それから、2月28日に時差出勤、通勤手段の変更をなるべくするようにということで、混雑を避けるというような通知をさせていただいたのが28日でございます。

それから、職員のコロナウイルスに影響を受けた体制について調査をしております。これが2月28日でございます。まず、新型コロナウイルスの感染が疑われ出勤を自粛している者はゼロ、風邪の症状等体調不良があり出勤を自粛している者が3名、その他の理由で病気休暇または年次有給休暇を取っている者は5名、

学校の臨時休業により子の養育等で休暇を取得することが見込まれる者が11名、それから混雑回避のため時差出勤制度活用、または活用を予定している者は5名、公共交通機関を回避し、通勤方法を変更している者等が3名でございます。これが2月28日現在の数値でございます。今日現在この数字に変更があるのが、公共交通機関を回避し通勤方法を変更している者が1名増えて、現状で4名というふうになっているところでございます。現状の職員の状況を見る時点では、職務に大きな影響が出るほどの減員はないという状況でございます。

それから、3番、特別休暇の対応を取らせていただいております。まず、3月3日の日に一般職員については、検疫法の規定により停留の対象となった者、それから職員、親族に発熱等の風邪症状が認められることから、勤務しないことがやむを得ない場合、それから新型コロナウイルス感染症対策により小中高、特別支援学校の臨時休業、その他の事情により子の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ない場合、これらについては特別休暇を与える対応をしております。

それから、3月5日の日にこれを臨時的任用職員についても拡大をしているというような現状の状況でございます。今後また状況が変わることによって、職員の対応もまた変わってくるものと思っております。

総務課からは以上でございます。

○議長（井田和宏君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（小沼保夫君） 給食センター、小沼です。給食センターからの報告をさせていただきます。

学校の休校に伴い、3月学校給食の提供を停止いたしました。給食の提供は停止しましたが、既に3月分の食材については2月20日に食材業者に発注済みのため、キャンセルできない食材もございました。お手元の資料の表を御覧ください。表の左の部分でございますが、既に業者へ納品されているものや生鮮品のため長期保存ができないものでございます。右の表が既に業者へ納品されていますが、乾物や冷凍品や調味料等、給食センターで保存管理が可能なものでございます。

3月3日火曜日、既に納品が決定していた食材の中で販売に適しているもの、業者処分としていた物資のうち、冷蔵品ではなく、かつ業者の処分が済んでいない食材、ゴボウ、ジャガイモについてSDGsのまちづくりの推進と食品ロスを防ぐため、協働のまちづくりネットワークさんの協力により、同団体が毎週水曜日に開催しているみよっ子野菜市とのコラボにより販売をすることを町対策本部で決定いたしました。ジャガイモ5キロ、ゴボウ3キロで1セット1,000円とし、100セットを販売する旨をツイッター、ホームページ等で周知いたしました。3月4日水曜日、9時半から三芳町役場中庭及びみよっ子野菜市にて販売を開始し、11時30分までの販売を予定していましたが、11時ごろには完売となりました。用意ができた119セットを販売し、また福祉喫茶ハーモニーにジャガイモ20キロを2,000円で販売いたしました。

給食センターからは以上です。

○議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） おはようございます。財務課から6番目の役場庁舎における対応、先週の金曜日、3月6日時点の報告をさせていただきます。

1番の現在の対応状況、上からご説明させていただきます。庁舎1階の出入口、これを1月末から既に各



課にはアルコール消毒液を置いてあるのですが、さらに出入口、南側とあと北側の風除室及び住民課の記載台へのアルコール消毒液の3か所を追加設置いたしました。

続きまして、その後1月末にアルコール消毒液1リットル、ポンプ5個と5リットルタンク2個、計15リットルを購入することができました。2月17日にアルコール消毒液5リットルタンク2つを追加注文したところなのですが、いまだこれは納入されてございません。その下の庁舎3階のエレベーターホールの前に、確定申告、こちらが2月17日から始まりましたので、新たにここに消毒液を追加しております。

続きまして、2月18日、こちらは物品の消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、こちらを購入してございます。エレベーターのスイッチ、あとトイレの蛇口、階段手すりにおける除菌作業、次亜塩素酸ナトリウム水溶液により1日2回から3回程度、清掃業者の方をお願いをいたしまして、消毒のほうしていただいているところでございます。

続きまして、庁舎内各フロアに、こちらの次亜塩素酸ナトリウム、物品消毒液の水溶液を配付いたしまして、各課において朝の清掃、あと定期的に、布巾につけてカウンター等を消毒していただいているところでございます。

今現在の在庫状況でございます。アルコール消毒液、製品名がヒビスコールというものなのですが、こちらの5リットル詰め替え用が1つ5リットルですので、1つとちょっと、約6リットル、あと1リットルポンプ、こちらが1つの在庫状況でございます。あと物品の消毒液、次亜塩素酸ナトリウムにつきましては5キログラムの在庫状況、これは希釈して使用しておりますので、まだ量はあると思っております。

以上が役場における対応でございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） 新型コロナウイルスに対する町の対応に関します資料の説明に関しましては以上となります。

○議長（井田和宏君） ただいま新型コロナウイルスに対する町の対応ということで各課より説明をしていただきました。

この件に関しましては、議会といたしましては本日は説明のみとさせていただいて、ご意見、ご質問があるようでしたら会派でまとめていただいで、できれば今週末、13日までに私か事務局まで提出していただいで、私を通して各課のほうに質問なりご意見をお流しして回答をもらいたいという形を取りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の協議事項の1番、新型コロナウイルスに対する町の対応についての件については以上とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

（午前 9時59分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

◎意見書の調整について

○議長（井田和宏君） 協議事項の2番、意見書の調整についてということではありますが、意見書の調整を行いたいと思います。

本定例会に提出された意見書は2件でございます。早く提出をされた方から説明をしていただいているので、提出された順番ですので、まずは本名議員より意見書の説明をお願いしたいと思います。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書ということで提案させていただきました。

これについては、おおよそのところは皆さんご存じかとは思いますが、昨年12月にいわゆる給特法の一部改正によって、この変形労働時間制というものが国会で決まりました。これは、今教員の多忙ということが非常に問題になっておりますけれども、ふだんのある程度の労働時間延長を認めて、その分夏休みに休みが取れるようにというような内容ではあるのですが、ただし、人の体はそんなに夏休みまで待つて、それまでハードに働くなどということは非常に難しいかと思えます。8時間労働制ということが言われておりますけれども、8時間働いて、その日のうちに疲れを取るというのが基本であるというふうに考えます。

この法律が12月に国会で成立したわけではありますが、その実施におきましては各都道府県が条例をつくらなければなりません。国は、2021年度からの実施というスケジュールのようですが、それに向かってはこれから各都道府県が条例を制定すると。既に3月議会で条例制定に動いている県もあるみたいですが、埼玉県においてはまだこの3月議会では上程されていないようなので、埼玉県におきましてはこの1年単位の変形労働時間制の条例を制定しないようにという、そういった趣旨の意見書であります。

教職員の労働環境、これを守ることは、やはり子供たちの学ぶ環境にとっても非常に大事だと思いますので、現場の教職員の方も反対の声がたくさん出ております。1年単位の変形労働時間制の導入のための条例を制定しないようにということで、意見書案を提出させていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今、本名議員より提出した意見書について説明をしていただきました。

調整したいこと等があれば、お願いしたいと思います。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。すみません。

この本名議員の意見書だけに関して言うわけではないのですが、今議会は、先ほど説明あったように、ちょっとなかなか日程もタイトになってきておりますので、本当に今やりたいという意見書ならば出していただいても構わないと思うのですが、早急がないものであればというところは思いました。ただ、意見書出すのも議員の権利ですので。議場で質疑というのが、結構三芳町議会は長くやることもあるので、できればこの調整の場で、いろいろ質疑に関してはやっていただいて、議場においては本当に賛成、反対、皆さん決まっているのであれば、言いたいことは討論等で進めてもらったほうが、今定例会の進行はスムー

ズになるかなと、執行側も過度な負担をかけなくて済むかなと思うのですけれども、これは議長に聞いたほうがいいのですかね、どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） それでは、意見書の件については本会議で質疑、討論、採決を行うわけですが、今執行側よりもそういった要望がございまして、本会議での意見書の対応ということで要望が出ております。今定例会に関しては、先日の議会運営委員会の中でもその話になったのですけれども、意見書に入る前に休憩を取りますので、そのときに執行側に対しては、以前は暫休を取って退席をしていただいても構わないということになっていたのですが、暫休だとなかなか出づらいということもあったので、休憩を取って出ても、その質疑をしている間は出ていただいても構わないということは町長には申し伝えましたので、今定例会に関しては、そのような形を取りたいというふうに思っております。

今、鈴木議員のほうから提案していただいた、意見書に関して通常はこの場で調整をして、その調整する意味というのは、ここを変更したら賛同できるという意味合いも含めて調整をしているのですけれども、どうしても本会議の時間が長く取られてしまうというのは、今三芳町議会のそういった流れになっておりますので、そこをどうするかというのは考えさせていただきますけれども、今定例会に関しては、一般質問もコロナウイルスの関係で会派の代表、会派から代表者が1名出て一般質問を行うという形も取らせていただいておりますので、意見書に関しても、今おっしゃったとおり6月に回せるものであれば6月に回していただくことも、もちろんそれは、提出者の提出する権利もございまして、私何とも言えませんが、そういったこともひとつご配慮いただきながら、意見書を提出していただければいいのかなということは思っております。

ちょっと暫時休憩します。

(午前10時07分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前10時09分)

---

○議長（井田和宏君） 休憩中のほうがいいですか。

〔「休憩で」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） どうぞ。

休憩します。

(午前10時09分)

---

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

(午前10時11分)

---

○議長（井田和宏君） それでは、本名議員が提出された意見書について調整を行いたいと思います。

何かあれば、挙手にてお願いしたいと思います。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

教職員の先生方の労働的な部分の課題というのは、私も常々感じておりますので、この内容という意味ではとても分かるのですけれども、例えばたくさん数字が出てきているのですけれども、勤務時間の11時間15分とか、小学校約6割、中学校で7割の教員が既にこの上限を超えているとか、この算出されていることの資料であるとか、それはどこから出ているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

まず、冒頭の部分ですよね、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分と。その一番冒頭に書いております文部科学省が実施した平成28年（2016年度）教員勤務実態調査というところに載っている数字です。

それから、小学校で6割、中学校で7割の教員が上限を超えて働いているという部分に関しては、この直接の出所は教職員組合のホームページからですけれども、それはこの冒頭の教員勤務実態調査の数字に基づいて出された数字です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で本名議員が提出された公立学校教員に1年単位の变形労働時間制を導入しないことを求める意見書については以上とさせていただきます。

続きまして、小松議員が提出された中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書について調整を行いたいと思います。

まず説明を求めたいと思います。

小松副議長。

○議員（小松伸介君） 小松です。私のほうから、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）ということでご提案させていただきました。

まず、冒頭に皆様に配付させていただいた意見書なのですけれども、ちょっと訂正を入れたものを配っていきまして、その後ちょっと文言を変えたやつを出したつもりだったのですけれども、すみません、訂正前のやつを皆様にお配りをしてしまいまして、本当に申し訳ないと思っている次第でございます。内容は全然変わっていないのですけれども、ちょっと文言を変えたものをこの後提出させていただきたいと思いますので、ちょっとご了承いただきたいというふうに思います。

内容につきましては、近年中高年のひきこもりが社会問題という形になっておりまして、全国規模の調査で61万人のひきこもり者がいるのではないかということでデータが出ております。また、アンケート調査ですので、それ以上いるのではないかということで、専門家では推定では100万人を超す規模にもなっているのではないかということで危惧をされているような現状でもございます。

また、対策としては政府として、県、政令市レベルで様々支援体制を行っている状況なのですけれども、なかなか市町村レベルでは進んでいないということで、そういったところの対策が今求められているということで、こういった形でちょっと意見書を出させていただきましたので、何かあればご意見頂戴したいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今、小松副議長より説明をしていただきました。  
調整したい点等があれば、お願いしたいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。  
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） それでは、以上で小松議員が提出した中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書については以上とさせていただきます。  
それでは、協議事項の2番、意見書の調整については以上とさせていただきます。

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） それでは、報告事項に移りたいと思います。  
まず、議会広報広聴常任委員会より報告を求めます。  
鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 鈴木です。

議会広報広聴常任委員会より、4月25、26で予定している議会報告会についての件なのですが、まずこの事態ですから、昨日お話あったように富士見市、近隣市でも出始めたということで、どうなるかわからないのですが、それに関しては13日に委員会がありますので、その場で諮りますので、まだやるやらない、延期する、中止する等については未定となっております。ただ、一応やる前提で進めておかないと、やるとなった場合にどうにもなりませんので、ポスターのほうだけは作成する予定です。定例会が25日に閉会予定ですので、それまでに皆様のレターケースのほうに議会報告会のポスターを入れておきますので、いつもどおり定例会のポスターを剥がす代わりに議会報告会のポスターを貼るという予定で考えていただければと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今、鈴木委員長より報告がございました。  
議会広報広聴常任委員会に対する、今の報告に対する質問があればお受けをいたします。  
よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、議会広報広聴常任委員会からの報告は以上とさせていただきます。

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会運営委員会より報告を求めたいと思います。  
菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会より報告を申し上げます。ちょっと長くなりますが、よろしく申し上げます。

令和2年第1回三芳町議会定例会の会期日程及び運営方法についてということでご報告をいたします。これに関しましては、定例会前の2月25日、それと開会后、3月1日、3月6日に協議をいたしました。まず、

皆さんご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、要望書、2020年第1回定例会の一般質問についての要望書というのが議長宛てに提出をされました。この件につきましては、本来は、この後申し上げますけれども、16日本会議で議会運営委員会に付託した後、正式に協議することになるはずなのですが、実際今の予定だと本会議が開催されないということで、このまま進めてしまうと要望書の趣旨というのが協議されないまま終わってしまうということになってしまうということもあって、イレギュラーな形ではありますけれども、委員会で協議するよという議長からの指示がありました。これについて最初に取上げをいたしました。正式な付託ではないということ、要望者の方にもご理解をいただいて協議を進めていきました。そして、正式な付託をしていないということ、あと委員会でも正式に出席要求、参考人として来ていただくということではできないということもありましたので、ただ、たまたまですけれども、その要望者の方が傍聴に来られましたので、休憩時間を使いながら、その要望者から要望の内容等について意見を伺いました。結果的には、その意見等を聞いた中で議会運営委員会で協議した中では、趣旨としては一般質問はやってほしいという内容の要望でありました。この趣旨というのは非常によく分かるのですけれども、議員としても一般質問はやりたいのですが、会期日程の関係で一般質問に関する日程が1日しか取れないという中で、13人の一般質問はちょっと難しいと、物理的に難しいということをご説明を申し上げます。この件については納得はされないけれども、理解はしていただいたのかなということで、この要望書につきましては、この後本会議のときでも報告しますけれども、各議員全員に配付するというのでまとまりました。

その後、日程変更と会期延長についてを協議いたしました。まず、3月2日以降の予定を大幅に変更ということになります。3月1日はもう既に終わってしまいましたので、特に3月6日の議会運営委員会で今後の日程というのを……1日と6日で協議をいたしました。3月2日以降の予定を大幅に変更いたしています。まず、閉会日は3月25日水曜日の予定となります。それまでの日程といたしましては、皆さんのお手元に会期日程表案というのをお配りしてありますので、それを御覧いただきながらご説明したいと思います。

まず、3月9日、今日です。今全員協議会、全員協議会が終わった後に厚生文教常任委員会、それと11日に総務常任委員会、13日に議会広報広聴常任委員会、そして16日に9時半より本会議を開く予定であります。裏面です。書いていないな。これ古いやつではない。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） 抜けています。16日に本会議を行います。そこで、議会運営委員会からの報告と、それと今予定ではありますけれども、令和元年度分の一般会計補正予算が上程される見通しとなります。これは、前回の全員協議会でもご説明があったと思いますが、教育総務課よりGIGAスクールに関する補正予算ということが予定されています。ちなみに、こちらは11日前後の議案書配付になるのではないかと見られています。まず、本会議で議会運営委員会からの報告と補正予算の上程を行います。その後に、令和2年度分の会計を審査するための予算特別委員会があります。16から19までを予定しています。一応議会運営委員会ではこちらの進行を考えました。ただ、実際その進行を見ながら、予算特別委員会のほうで詳細には決めていただくということになります。

それと、3月23日、金土日は祝日、土日で休みとなりますので、23日月曜日に本会議を開いて、執行部提案の議案を全て議決していきます。議案第7号から第9号、同意1号から同意3号、そして10号から15号、これは令和2年度分の会計ということになります。16日に上程された補正予算もこの日に審議することにな

ります。

24日は調査日ということで休会になりますが、翌25日に一般質問、これは会派代表者による一般質問と、請願第1号の審議、それと閉会中の継続審査、議員派遣、あと今調整した意見書というのが入ってくるようになるかと思えます。

そこで、25日の一般質問、会派代表者に関しての質問に関してご説明を申し上げます。先ほども申し上げたとおり、この日一日しか取れなくなりました。というのも、26日は一部事務組合の定例会があります。あと27日以降は、年度末ということで執行部のいろいろ予定等が詰まっているということで、会議日程が取れないということになります。なので、この25日どうやって一般質問を行うかということで協議をいたしました。その結果につきましては、協議の過程としましては、時間を例えば20分とかにして提出している13人がやるという案と、あとは今これから話をする会派代表者というような形で協議したところ、やはり13人がやるということではかなり難しいということもありましたので、会派代表者が1名行うということになりました。そして、質問の内容は3月定例会で通告済みの中で、3月中に質問したい内容ということで質問していただきたいと思えます。質問時間に関しましては、これは答弁込みになりますが、各会派で人数が違うということになりますので、提出している会派の議員数から案分して、三芳みらいが60分、その他の会派が45分といたします。通告期限に関しましては、3月10日朝8時半から11日の正午までといたします。質問順序につきましては提出順、これは変わりません。それと、通告書に関しましては、以前施政方針に対する代表質問の通告書を流用したいと思えます。これに関しましては、もう既に議会運営委員会で委員の皆さんにはメールで配信済みだと思います。もし必要であれば議会事務局からも、言っていただけましたら紙ベースでもお渡しすることはできると思えます。

こちらに関して一般質問が早く終わった場合、45分、60分の時間を取っていますけれども、早く終わった場合は時間調整せずに、今までは休憩時間20分というのを取っていますので、そのとおり進めていく。もしくは、様子を見て休憩時間が短縮される可能性もあります。例えば15分の休憩時間ということになるかもしれません。それは、進行状況を見ながら議長が判断されることと思えます。

それと、皆さんから出していただいた、皆さんというか会派の代表者から出していただいた通告書に関しましては、今通常の通告書は議会運営委員会で確認をしていますけれども、一度提出をされた通告書という前提の下に、委員会での確認というのはいたしません。ただし、正副委員長のほうでざっと目を通すような形になるかと思えますけれども、確認をして、議長のほうに提出ということになるかと思えます。

それと、議会運営委員会に関しましては、この後いろいろまだ補正予算等もちょっと流動的なこともありますし、今後の感染状況というのがどうなるか分かりませんので、議会運営委員会の開催は、こちらのほうも流動的というか、今のところはっきり何日に開催したいというのは申し上げられません。ただ、予定としては12、13と16の本会議前には1度やらなければいけないので、その辺りで開催する予定ですので、委員の皆さん、ご承知おきいただきたいと思えます。あと、その場でいろいろ決まることもありますので、もし時間のある議員の皆さんは傍聴なり、委員外議員なりという形で出席をしていただいてもやぶさかではありません。ただ、委員外議員の場合には、事前に事務局か私のほうに言っていただくようお願いいたします。

それと、25日一般質問を行うということもありますので、これも皆さんのお手元に一般質問取下げ申出書というのがあります。既に提出をされている13人の議員の方になるのですが、こちらのほうを書いて事務局

のほうに提出を願いたい。せっかく出したのという思いはあるのは十分理解していますが、どうかこういった状況もありますので、ご理解をいただきたいと思います。できれば早めに出していただければありがたいと思います。

議会運営委員会からは以上です。

○議長（井田和宏君） 今、議会運営委員長より報告がありました。

今の報告に対して質問がある方は、お受けをさせていただきます。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ご説明ありがとうございます。一般質問の会派代表者の質問についてお聞きしたいと思います。

今、会派の案分でおっしゃっていらっしゃったのですが、三芳みらい、多分60分ということで、これは今人数4人ということで60分かなと思っているのですが、もしお一人が質問されないと、3名になった場合も会派案分なので60分なのか、それか45分なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

この件に関しましては、既に提出をしている通告書の人数を基に案分していますので、三芳みらい60分は変わらないです。ほかの会派も45分、変わらないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で議会運営委員会からの報告を終了させていただきます。

---

### ◎その他

○議長（井田和宏君） それでは、その他のほうに移りたいと思います。

その他につきましては、まず事務局長。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、事務局のほうから事務連絡申し上げます。

政務活動費の書類提出ということで皆様のほうにお配りしておりますが、令和元年度の政務活動費収支報告につきましては、提出期限を4月28日火曜日までという形で決めさせていただきましたので、その期日までに提出をお願いいたします。また、令和2年度の申請につきましては4月3日金曜日までに申請書と請求書の提出をお願いいたします。

なお、提出書類につきましては、三芳町議会ウェブサイト内に政務活動費関係様式がアップされておりますので、必要であればそこからダウンロードの上、ご利用していただきたいと思います。

事務局からは以上になります。

○議長（井田和宏君） 今に対する質問ですね、山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

提出は分かりましたが、これメールに書類添付でも許されるのか、それとも登庁して事務局に直接出すのか、どちらですか。

○議長（井田和宏君） 事務局長。



○事務局長（齊藤隆男君） こちらは、報告書につきましては印鑑が必要となると思いますので、できれば来庁の上、提出していただければと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○委員（細谷光弘君） 細谷です。

締切りは分かったのですけれども、受付はいつからなのか教えていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 事務局長。

○事務局長（齊藤隆男君） 受付につきましては、3月末までとなりますので、受付は4月1日以降になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、皆様方からその他何かございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今日の全協でもって、新型コロナウイルスに対する説明いただきましたが、今後ちょっとどうなるかわからないと思うのです。いろんなことが起こるかもしれないし、何もないかもしれないです。これ神のみぞ知るで、もし何かあった場合、できるだけ早く全協を開いて、町からの説明を求めるような、例えば次だともう4月ですよ。4月の第3になると思うのですが、その間でも何か緊急事態があれば、随時開いてほしいと思うので、それは要望です。

○議長（井田和宏君） 今の要望に関しては、何か緊急事態が起これば、また情報は共有をしたいと思っておりますので、全協を開く、もしくはメール、もしくは皆様に何らかの形で情報をお伝えをしたいと思いません。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） それでは、私のほうから1点ございます。

コロナウイルスに関することなのですが、本会議及び委員会開催中に、傍聴者の方、もしくは議員が具合が悪くなったときの対応についてでございますけれども、それは本日お配りした資料の中にもあるのですが、来庁中に具合が悪くなった住民の方への対応というところを準用させていただきます。ここ読んでもらえば分かるのですが、対応する議員ということになってくるのですが、例えば傍聴者、もしくは議員が具合が悪くなったときに誰が対応するかというと、対応する議員につきましては万が一に備え、基礎疾患がある議員等は控えていただき、その他の議員で対応していただくことにしたいと思います。

また、ここにもあるのですが、家族等に連絡をし迎えが来るまでの間、待合室等で待ついただくことになると思いますが、待合室については6階の現在空いている会派控室にしたいと思っております。その他については、この本日記られた資料の3、来庁中に具合が悪くなった住民への対応ということを準用さ

せていただいて、議会としてはこういった対応で臨みたいと思っております。よろしいでしょうか。

何かご質問があればお受けをさせていただきます。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

補足したいと思います。この件につきましても議会運営委員会でも協議したところでありますが、委員会中とか議会中で具合が悪くなったとしても、それはすなわちコロナウイルスに感染して具合が悪くなったとは限らないという前提に今基づいています。なので、何があるか分からないということなので、それを皆さんも前提で行動していただきたい。ただ、それこそこういったこともあるので、慎重にということが求められています。それと、この後どうなるか分からないので、町の対応もこの後変わるかもしれないのですけれども、変わった場合には、同じように町と同様の対応をしていくということになるかと思えます。

○議長（井田和宏君） ほかに皆様から今の件に関して。

山口議員。

○議員（山口正史君） 議員だと登庁して、あるいは議会が開催されている最中に具合が悪くなったときは分かりましたけれども、例えば熱のある人間は登庁を控えるとか、議員ですね。それから、当然傍聴の方もその旨の注意書きが書かれるとは思いますが、その辺ははっきりと例えば熱があった場合にはなるべく控えるという形を取るのか取らないのか。お願いします。

○議長（井田和宏君） 議会としては、対応としては以上なのですが、ただ、自分自身が熱がある、例えば具合が悪いというときは、国もそうなのですけれども、控えるべきだとは思っておりますので、それは体調が悪いとご自分で判断をされて、悪いと思ったときには登庁、議会に来ることは控えていただきたいと思っております。

以上です。

ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

再度の確認になってしまうかとは思いますが、議会中の傍聴に関してなのですけれども、他の市町村では今回はこういう状況を鑑みて、一切傍聴はこのたびはお受けしませんということで発信をされているところもあるのですが、三芳町に関しては、そこまで強く強制的な抑制ではないということによろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 今のところは、積極的に周知をしたり、傍聴に来てくださいということは申しあげないのですけれども、来ていただく方に関しては拒みませんけれども、マスクのお願いであるとか、消毒のお願いはさせていただいて、来ていただくことに関してそこまで強く、今のところは求めていないのが現状でございます。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この件に関しましても、議運で1度協議をしました。傍聴者に関しましては、法律等で議会の本会議等は公開をしなければいけないということになっております。なので、今三芳町ではネット配信とか、ほかの公

開手順がないことを考えると、来ないでくださいとまでは言えない状況であるということでご認識をいただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、その他も含めて以上とさせていただきます。

次回についてなのですけれども、次回、予定では4月21日、第3火曜日の9時半とさせていただきますが、何か緊急のことがあったらお集まりをいただくこともあるかと思っておりますので、その点についてはご承知おき願いたいと思います。

それでは、協議事項、報告事項、その他について以上とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） それでは、ないようですので、事務局にお返しをしたいと思います。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、小松副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、早朝より全員協議会ということで大変お疲れさまでございました。

また、新型コロナウイルスの関係で議会日程も大幅に変更になりまして、本当に日々日々状況が変わる中で、しっかりと変化に対応していかなければいけないなというふうに思っているところでもございます。

また、来週から予算審議ということで委員会が4日間開催されますけれども、皆様本当に体調にご留意されまして、万全な体制で臨んでいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

大変お疲れさまでした。

（午前10時42分）